

実務対応

プロジェクト **取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**

項目 **段階的に権利が確定する場合の取扱い**

前回（6月26日開催の第436回企業会計基準委員会）の審議からの内容の主な変更箇所を黄色ハイライトしている。

I. 本資料の目的

1. 本資料は、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合」（以下、「取締役の報酬等としての株式の無償交付」という）の会計処理に関して、段階的に権利が確定する場合（事前交付型においては段階的に譲渡制限が解除される場合）についての、追加的な分析をお示ししている。

II. 段階的に権利が確定する場合の取扱い

2. 審議事項(3)-2の会計処理例では、段階的に権利が確定する（事前交付型においては段階的に譲渡制限が解除される）ことを前提としているが、企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下、「ストック・オプション等適用指針」という。）においては、段階的に権利行使が可能となる場合の処理として、以下のような会計処理を行うことが定められている（ストック・オプション等適用指針第20項及び第58項）。
 - (1) 原則：権利行使期間開始日の異なるごとに別個のストック・オプションとして会計処理を行う。これは、同時に付与した一団のストック・オプションの中に、権利行使期間開始日の異なるストック・オプションが含まれており、内容の異なる複数のストック・オプションが同時に付与されたとの考えに基づくものである。
 - (2) ただし書き：付与された単位でまとめて会計処理を行うことも妨げない。これは、同時に付与したストック・オプションは、全体として一定期間のサービス提供に対する報酬として付与されたとの見方もあるためであり、この場

合、付与した単位で公正な評価額を、最後に到来する権利行使期間開始日の前日までの期間にわたって費用計上することになる。

3. スtock・オプション等適用指針においては前項のような会計処理及び考え方のみが示されているが、当該会計処理は、付与した取締役へのインセンティブ効果をそれぞれ以下のように捉えているものであると推察される。

(1) 原則：権利行使期間が異なる複数のStock・オプションが付与されていることから、そのインセンティブの程度や効果が及ぶ期間についてもそれぞれで異なると捉えている。具体的には、3年間の契約で1年間勤務するたびに、3分の1ずつ権利行使が可能となる場合において、毎年権利が確定するたびにインセンティブの対象となっているStock・オプション数が減少することになり、1年目に比して、2年目・3年目のインセンティブが逡減することとなる。当該方法によれば、毎期の費用計上額についても同様に逡減することとなり、整合的であると考えられる。

(2) ただし書き：一つの報酬制度としてStock・オプションが付与されており、契約期間全体にわたって、単一のインセンティブ効果があると捉えている。具体的には、3年間の契約で1年間勤務するたびに、3分の1ずつ権利行使が可能となる場合において、付与したStock・オプション全体が期間通じて単一のインセンティブとなり、1年目から3年目までのインセンティブは同様となる。当該方法によれば、毎期の費用計上額は一定となり、労働サービスの提供が期間を通じて行われることとも整合的であると考えられる。

4. Stock・オプション等適用指針においては、権利確定までの期間が異なることによって、Stock・オプションの予想残存期間の見積りに影響を与える結果¹、公正な評価単価が異なることから、それぞれのStock・オプションについて異なる期間に渡って費用を認識する第2項(1)を原則としつつも、第2項(2)の考え方もあり得るため選択適用が認められているものと考えられる²。

¹ Stock・オプション等適用指針 13 項

Stock・オプションの予想残存期間の見積りに際しては、次の要因を考慮する。

(1) 権利確定までの期間

(2)~(3) 省略

² 国際会計基準(IFRS)第2号「株式に基づく報酬」の適用ガイダンスでは、付与されたStock・オプション又は資本性金融商品は、その権利確定期間を超えて、分割して権利が確定する場合があります。IFRS第2号の要求事項を適用するために、企業は各回をそれぞれ別個のStock・オプションの付与として扱うべきであるとされている。これは、例えばオプションの行使により生じるキャッシュ・フローの生じそうな時期が権利確定期間の長さによって左右される

5. 一方、「取締役の報酬等としての株式の無償交付」における段階的に権利が確定する(事前交付型においては段階的に譲渡制限が解除される場合)については、以下の2つの案が考えられる。

案1：第2項(1)と第2項(2)の選択適用とする。

(理由)

- スtock・オプション会計基準及び米国会計基準と同様の方法である。
- IFRSの任意適用企業においては、IFRSと同様の方法を選択することが可能である。

案2：第2項(2)とする。

(理由)

- 第1案によると、事前交付型(株式の発行)においては、会計方針の選択によって資本金又は資本準備金の金額が変わるため好ましくない可能性がある。
- スtock・オプションと異なり「取締役の報酬等としての株式の無償交付」においては、権利確定までの期間が異なることによる、株式の価格への影響は大きくない³と考えられ、あえて第2項(1)のように別個のものと捉えた処理を選択する意義に乏しいと考えられる。

ため、各回の公正価値が異なってくるからである。(IFRS第2号IG11項)。

また、米国財務会計基準審議会(FASB)の財務会計基準書(SFAS)第123号(2004年改訂)(現在はFASBによる会計基準のコード化体系(FASB-ASC)のTopic 718に組み込まれている。)の基となった公開草案では、権利確定期間の長さは、オプションの予想残存期間に影響を与える重要な要素の1つであること等から、別個に会計処理することが提案されていた。しかし、一般的に、段階的に確定する報酬は単一のものとして扱われていることや、別個のものとして扱われることによって生じる報酬費用の前倒しの認識は、関連する従業員サービスの価値が時の経過とともに低下することを意味するが、そうではない等の意見が寄せられたことを踏まえ、SFAS第123号(2004年改訂)ではいずれの方法とするかについて選択を認めるとしたことが、同基準の結論の背景において説明されている。

³ ここでは、事前交付型の場合や、事後交付型で段階的に権利は確定するものの、株式の割当は権利がすべて確定した時点で、最終的に一括で行われる場合には、権利確定の期間が異なることによって配当金を受領できる期間に相違はないことから、価格に大きな差異はないと考えられることを前提としている。また、事後交付型において、段階確定の都度、株式を割当てる場合は、配当金を受領できる期間が相違し、価格に差異が生じると考えられるが、任期のある取締役の場合、確定までの期間が数年となるのが一般的と考えられ、重要な差異が生じる場合は限定的であると考えられる。

6. 前回の審議においては、上記案2を提案していた。これは、権利確定までの期間が異なることによる、株式の価格への影響は大きくないと考えられることから、あえて別個のものとして処理をする意義に乏しいと考えたためである。

7. 前回の審議において、この案2、つまり第2項(2)の「まとめて処理する方法」のみを定める提案に対して、以下の意見が聞かれた。

(1) 権利確定条件の設定次第では、価格に差異が生じる可能性もあるのではないかと。

(2) 価格に相違がなかったとしても、第3項に記載したような、インセンティブ効果の捉え方についての相違は生じ得るのではないかと。

(3) IFRSとの差異となる点が懸念される。

8. 前項の聞かれた意見を踏まえて再検討を行った結果、以下の理由により、事務局提案を案1に変更する。

(1) 例えば、当初1年間の勤務及び当該1年間における業績指標の達成度に応じて一部の株式の権利が確定し、初年度を含む2年間の勤務及び当該2年間における平均業績指標の達成度に応じてさらに一部の株式の権利が確定するといった権利確定条件が付いている場合においては、それぞれを別個のものとする考え方もあると思われること。

(2) 案2とした場合、IFRSとの差異となり得るという懸念があること。

ディスカッション・ポイント

「取締役の報酬等としての株式の無償交付」の事前交付型の取引(株式の発行)の段階的に譲渡制限が解除される場合に関する第8項の事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以上